

畑地の営農計画書について

- ・ 国費の経営所得安定対策のうち「畑作物の直接支払交付金（ゲタ交付金・面積払）」と、市・J A費の農業構造改革事業のうち「露地野菜生産拡大事業」の交付金の算定・支払に当たっては、畑地における作付計画を把握する必要があります（水田における作付計画は、「水田作付実施計画及び営農計画書」により把握します。）。
- ・ 「本資料」と「畑地の営農計画書（記載例）」を参照いただき、畑地に令和3年度に出荷販売予定の対象作物を「既に作付している場合」又は「作付予定がある場合」は、「令和3年度畑地の営農計画書」を提出してください。

1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ交付金・面積払）【国費】

- (1) 対象作物 小麦，二条大麦，六条大麦，大豆，そば，なたね
(ビール用麦，黒大豆，種子用を除く)
- (2) 対象者 認定農業者，集落営農，認定新規就農者
- (3) 交付単価 20,000円／10a
(そばは，13,000円／10a)
- (4) 提出書類 「令和3年度畑地の営農計画書」
 ※ 畑作物の直接支払交付金の交付を受けるに当たっては，別途，「経営所得安定対策等交付金交付申請書」の提出が必要です。
 （「水田作付実施計画書兼営農計画書」の配付対象となっている場合は，「経営所得安定対策等交付金交付申請書」を配付済みです。）
 ※ 宇都宮農業協同組合以外への出荷・販売である場合には，後日，「検査伝票」，「販売伝票」，「販売契約書」の写し等の必要書類を御提出ください。

【畑作物の直接支払交付金のイメージ】

- (1) 数量払（品質区分に応じて増減）
- (2) 面積払（当年産の作付面積に応じて交付）

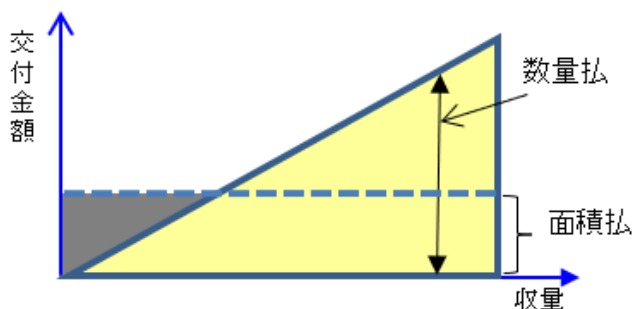
対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円／60kg
二条大麦	6,780円／50kg
六条大麦	5,660円／50kg
大豆	9,930円／60kg
そば	13,170円／45kg
なたね	8,000円／60kg

20,000円／10a
(そばについては，13,000円／10a)

※ 「面積払」（先払）で支払われた金額は，数量払の支払時に差し引かれる。

※ 小麦の平均交付金額は，パン・中華めん用品種（+2,300円／60kg）を含む単価

<数量払と面積払のイメージ>



2 露地野菜生産拡大事業【市・JA費】

- (1) 対象作物 玉ねぎ, かんしょ
- (2) 対象者 担い手 (認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者)
人・農地プラン登載者 (中心経営体) (※1)
対象作物を生産するための機械共同利用組織の構成員 (※2)
※1 「人・農地プラン」は, 「(旧) 人・農地プラン」と「実質化された人・農地プラン」をいう。
※2 機械の共同利用組織: 担い手であって, 人・農地プラン (中心経営体) に登載されている農業者を含む3名以上の組織 (規約, 機械利用規程等が整備されていること。)
※3 市内在住又は市内に事業所がある者が対象
- (3) 対象農地 市内の農地
- (4) 要件 対象作物を畑地と水田を合わせて10a以上作付すること。
交付金の算定は, 畑地のみの面積を対象とする。
機械の共同利用組織の構成員であり, 担い手以外の者は, 水田の面積も対象とする。
- (5) 交付単価 10,000円/10a
- (6) 提出書類 「令和3年度畑地の営農計画書」
※ 露地野菜生産拡大事業交付金の交付を受けるに当たっては, 別途, 「農業構造改革事業交付金交付申請書」の提出が必要です。
(「水田作付実施計画書兼営農計画書」の配付対象となっている場合は, 「農業構造改革事業交付金交付申請書」を配付済みです。)
※ 後日, 「販売伝票」の写しを御提出いただきます。
※ 機械の共同利用組織の構成員は, 上記に加え, 「共同利用の規約」, 「構成員が分かる書類」, 「機械の共同利用が確認できる書類 (機械利用計画等)」の写しを御提出いただきます。

《その他 (注意事項) 》

- ① 水田の営農計画書にある筆 (水田) は, 畑地の営農計画書に記載しないでください。
- ② 畑地の営農計画書は, 地主ではなく作物の販売者が提出してください。
- ③ 畑地がない場合や畑地に対象作物を作付けしない場合は, 提出不要です。